○農林水産省告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字大屋敷四八五九の一、四八五九の二、四八五九の五、四八五九の六、四八六一の一から四八六一の三まで、四八七三の一から四八七三の三まで、字黒谷四一一七、四一二〇の三、六二六八の四から六二六八の八まで、六二六八の一九、六二六八の二〇、三野町太刀野字不動一九二九の三三（国有林）、一九二九の一八から一九二九の二二まで、一九二九の二四から一九二九の二九まで、一九二九の三一、一九二九の三二、三野町勢力字丸山一一五七、一一五八の一、一一五八の二、三野町加茂野宮字西滝奥一八七三の七二から一八七三の七九まで、一八九六の一、一八九六の三、一八九六の四、一九〇〇の一から一九〇〇の三まで、一九一二の一、一九一三の一、字東山二一四九の二の五三、二一四九の一六八、二一四九の一七〇、二一四九の一七八、二一四九の一九〇から二一四九の二〇三まで、二一四九の二一九から二一四九の二二三まで、二一四九の二二六、二一四九の二二七、二一四九の二三八、二一四九の二三九、二一四九の二四二、三野町芝生字横倉一三四七の一、一三四七の三、一三七〇の一から一三七〇の六まで、一三七一の二、一三七二の一、一三七二の六、一三七三の一、一三七三の三、一三七三の四、池田町州津蔵谷一〇〇二の一・一〇〇三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字増川五九五の二・五九六の二・五九七の三・五九七の四・五九八の七（以上五筆国有林）、五九五の一、五九六の一、五九七の一、五九八の五、字柳沢三二六の二の八八・三二六の二の八九・三二六の二の九一・三二六の二の九二・三二六の二の九九・三二六の二の一〇〇・三八七の三八から三八七の四〇まで・三八七の五三・四二二の五（以上十一筆国有林）、一六五、一六六、一七五の一六、一七五の三一から一七五の三三まで、一七五の四九、一七五の五〇、一七五の五七から一七五の八〇まで、一七五の八二、一七五の八四から一七五の八八まで、一七五の一〇五から一七五の一〇八まで、一七五の一四一から一七五の一四四まで、一七五の一六三から一七五の一七五まで、一七五の一七八から一七五の一八五まで、一七五の二一三、二二六の二の六九、二二六の二の七〇、二二六の二の七三、二二六の二の七四、二二七の二の五、二二七の二の六、二三五八の二の五四から二三五八の二の五六まで、二三八七の一五から二三八七の一七まで、二三八七の二〇から二三八七の二三まで、二三八七の二五、二三八七の二七、二三八七の二八、二三八七の三〇、二三八七の八二、二三八七の八三、二三八七の八六から二三八七の九一まで、二三八七の九四から二三八七の一〇一まで、二三八七の一一二から二三八七の一五まで、四〇三の一、四一六、四二二の一、足代字ヒジリカミ四三一五・四三一六の一・四三一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四三〇五の一、四三一二、四三一三、四三一四の一、四三一七、四三一九から四三二二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県吉野郡十津川村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県吉野郡十津川村大字五百瀬二七（次の図に示す部分に限る。）、一五一、一五二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県吉野郡十津川村大字五百瀬一五三（次の図に示す部分に限る。）、一五四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市葵区黒俣字諸ノ平五七三の一